

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 7月 3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第46号**

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
（設置） 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条 第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から32の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。 2～4 略  別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					（設置） 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条 第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から24の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。 2～4 略  別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
24 鳥取県消費生活者行政活性化基金	消費生活相談の複雑化・高度化に対応して、消費生活相談窓口の機能強化等を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。	24 鳥取県消費生活者行政活性化基金	消費生活相談の複雑化・高度化に対応して、消費生活相談窓口の機能強化等を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。
25 鳥	火災発	一般会計	一般会	当該基金の					

<p>取県 社会 福祉 施設 等耐 震化 等臨 時特 例基 金</p>	<p>生や地震 発生時に 自力で避 難するこ とが困難 な方が多 く入所す る社会福 祉施設等 の安全・ 安心を確 保するため、社会 福祉施設 等の耐震 化等のた めの整備 を促進す ること。</p>	<p>歳入歳出 予算に定 める額</p>	<p>計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て</p>	<p>設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。</p>							
<p>26 鳥 取県 介護 職員 処遇 改善 等臨 時特 例基 金</p>	<p>賃金の 改善や技 能向上の ための仕 組みを構 築して、 介護職員 の処遇改 善を行う 介護事業 者を支援 すること により、 介護職員 の処遇の 改善を図 り、もっ て介護サ ービスに 従事する 人材の確 保及び育 成を推進 すること。</p>	<p>一般会計 歳入歳出 予算に定 める額</p>	<p>一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て</p>	<p>当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。</p>							
<p>27 鳥</p>	<p>介護が</p>	<p>一般会計</p>	<p>一般会</p>	<p>当該基金の</p>							

<p>取県 介護 基盤 緊急 整備 等臨 時特 例基 金</p>	<p>必要な高 齢者のた めの施設 の整備を 促進し、 県内にお ける介護 サービスの 充実を 図ること。 と。</p>	<p>歳入歳出 予算に定 める額</p>	<p>計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て</p>	<p>設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。</p>																			
<p>28 鳥 取県 医療 施設 耐震 化臨 時特 例基 金</p>	<p>災害時 の医療を 確保する ため、災 害拠点病 院、救命 救急セン ター等の 耐震化の ための整 備を促進 すること。 と。</p>	<p>一般会計 歳入歳出 予算に定 める額</p>	<p>一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て</p>	<p>当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。</p>																			
<p>29 鳥 取県 自殺 対策 緊急 強化 基金</p>	<p>自殺を 防ぐため の相談体 制の整備 、人材 の養成等 により、 県内の自 殺に対す る施策及 び体制の 充実強化 を図り、 もって自 殺の防止 及び自殺 者の親族 等に対す る支援の 充実にあ 資するこ と。</p>	<p>一般会計 歳入歳出 予算に定 める額</p>	<p>一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て</p>	<p>当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。</p>																			



料減 免・ 奨学 金基 金	困難な高 等学校の 生徒の学 資を負担 する者に 対し授業 料等の減 免を行う とともに、 高等学 校等に 在学する 生徒に対 し奨学金 の貸与を 行うこと により、 これらの 者の経済 的負担の 軽減を図 ること。	める額	算に計 上して 当該基 金に積 立て	必要な経費の 財源に充てる とき。						
---------------------------	---	-----	--------------------------------	-------------------------	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。